



人 委 第 9 9 号

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県議会議長 松里 保廣 殿

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

鹿児島県人事委員会委員長 富永 信一

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。